

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和8年2月26日

【開催日】 令和8年2月26日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後3時55分

【出席委員】

分 科 会 長	奥 良 秀	副 分 科 会 長	藤 谷 圭 子
委 員	大 井 淳 一 朗	委 員	濱 本 健 吾
委 員	前 田 浩 司	委 員	山 田 伸 幸
委 員	脇 本 直 美		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三	市 民 部 長	梅 田 智 幸
生活安全課長兼空き家対策室長	熊 野 貴 史	生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査	山 田 幸 生
生活安全課空き家対策室主任	末 富 江 里		
市 民 課 長	浅 川 縁	市民課課長補佐	藤 田 弘 太 郎
市民課戸籍係長	丸 田 佳 代 子	市民課住民係長	西 村 真 愛
市民部次長兼環境課長	山 本 満 康	環 境 課 主 幹	湯 浅 隆
環境課主査兼生活衛生係長	三 浦 陽 子	環境課主査兼環境政策係長	原 野 浩 一
環境衛生センター所長	須 子 幸 一 郎	環境衛生センター所長補佐	古 谷 道 治
環境衛生センター主任	松 尾 勝 義		
福 祉 部 長	尾 山 貴 子	福祉部次長兼高齢福祉課長	田 尾 忠 久
高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	荒 川 智 美	高齢福祉課課長補佐	竹 内 広 明
高齢福祉課主査兼高齢福祉係長	藤 永 一 徳	高齢福祉課主査兼介護保険係長	別 府 奈 緒 美
障 害 福 祉 課 長	池 田 哲 也	障害福祉課課長補佐	松 本 啓 嗣
障害福祉課障害福祉係長	幸 池 百 子	障害福祉課障害福祉係主任	藏 本 優
障害福祉課障害支援係長	古 谷 直 美		
社 会 福 祉 課 長	和 田 英 樹	社会福祉課主幹	道 元 健 太 郎
社会福祉課主査兼生活保護係長	日 高 辰 将	社会福祉課生活保護係主任	岡 田 翔 太

福祉部次長兼子育て支援課長	石 田 恵 子	子育て支援課課長補佐	野 原 崇 史
子育て支援課子育て支援係長	藤 田 浩 子	子育て支援課こども家庭センター主査（統括支援員）	山 本 真 由 実
保 険 年 金 課 長	西 崎 大	保険年金課課長補佐	田 中 洋 子
保険年金課国保係長	村 田 直 美	保険年金課年金高齢医療係長	水 野 雅 弘
保険年金課保健事業係長	戸 川 千 花		
健康増進課長	山 本 玄	健康増進課技監	大 海 弘 美
健康増進課健康管理係長	山 下 弘	健康増進課健康増進係長	伊 藤 比 呂 子

【事務局出席者】

事 務 局 次 長	中 村 潤 之 介	庶 務 調 査 係 長	山 田 寿 実 子
-----------	-----------	-------------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第2号 令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）について

午後1時 開会

奥良秀分科会長 皆様お疲れさまです。ただいまから一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。審査内容につきましては、議案第2号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）について行ってまいりますので、御協力のほどよろしくお願いします。審査番号順に沿って進めてまいります。まず審査番号①、福祉部の健康増進課分について説明を求めたいと思います。

山本健康増進課長 それでは、議案第2号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）における健康増進課所管分につきまして御説明いたします。補正予算書の32、33ページをお開きください。初めに、ページ下段にあります4款1項1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金の補正のうち水道事業負担金、水道事業補助金を除いた1億2,815万2,000円の増額について、説明欄の記載に沿ってそれぞれ御説明いたします。まず、病院事業負担金と続く34、35ページ

の病院事業補助金でございますが、こちらはいずれも病院事業会計に対する一般会計からの繰出金となります。このうち病院事業負担金につきましては、「救急医療の確保に要する経費」などにおける決算を見込んだ増額などもありますが、近年の市民病院における大変厳しい経営状況を踏まえ、「不採算地区に所在する中核的な病院機能を維持するための経費」として本負担金の中で算定しております項目において、その対象経費の考え方をこのたび大きく見直しております。この見直しに伴いまして、このたびの補正では、当該経費について約1億円を増額しており、病院事業負担金全体では、1億1,706万1,000円と大幅な増額といたしております。また、病院事業補助金1,108万2,000円の増額につきましては、「基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費」や「医師の勤務環境改善経費」の増などを踏まえ、今年度の必要額を見込んだものとなっています。なお、先ほど御説明いたしました「不採算地区に所在する中核的な病院機能を維持するための経費」につきましては、特別交付税の対象となっておりまして、当該経費の一部が今後、特別交付税として措置される見込みとなっております。次に、小児救急事業負担金9,000円の増額ですが、これは宇部市とともに広域対応しております小児科救急医療に係る負担金であり、宇部市休日・夜間救急診療所における小児科の運営に係る令和7年度分の負担金の確定に伴う増額となります。続いて、同じく1目保健衛生総務費、22節償還金、利子及び割引料の償還金640万1,000円の増額のうち563万円が健康増進課所管分となりますが、内容といたしましては、各種事業に係る国・県補助金の返還金となります。内訳につきましては、このうち、541万5,000円の増が、国の令和5年度予算により実施された新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算に伴う返還金となりますほか、21万4,000円の増額分が健康増進事業費、1,000円の増額分がひきこもり対策事業費の償還金であり、いずれも令和6年度実績による精算に伴う返還金となります。続いて、4款1項2目予防費、12節委託料、予防接種委託料2,589万6,000円の減額について御説明いたします。このたびの補正は、令和6年度から定期予防接種に位置

づけられた新型コロナウイルスワクチン接種費用に係るもので、今年度の実績が、当初の見込みを下回ることが見込まれますことから、決算を見込み減額するものです。続いて、同じく2目予防費、22節償還金、利子及び割引料の償還金12万3,000円の増額は、各種事業に係る国・県補助金及び負担金の返還金となります。内訳につきましては、風疹抗体検査事業費6万2,000円、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費5万6,000円、ポリオ生ワクチン健康被害給付事業費5,000円となります。いずれも令和6年度実績による精算に伴う返還金となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。4款1項1目と2目から質疑を求めます。

山田伸幸委員 病院事業負担金の補助金で、後ほど特別交付税で措置されるという説明だったんですけど、これは全額措置されるのでしょうか。

山本健康増進課長 全額ではなくて、この一部、約75%が措置されるということで、今、概算での見込みになります。今回、補正後のこの経費1億円を積み増したことによって、ここが1億500万円という数字になっています。それに対して、おおむね2,800万円ぐらい交付税で返ってくるだろうということで、3割弱が特別交付税で戻ってくるだろうと考えております。

奥良秀分科会長 午前中、病院事業会計で言われたパーセンテージと大体同じパーセンテージですね。

濱本健吾委員 同じく病院事業負担金のところで、当初予算は幾らだったのでしょうか。

山本健康増進課長 病院事業負担金そのものの全体の当初予算ということによろしいですか。

濱本健吾委員 全体でお願いします。

山本健康増進課長 このたび、病院事業負担金については予算書にお示ししておりますように、1億1,706万1,000円の増額ということで、当初予算3億9,077万3,000円にこれを増額し、5億783万4,000円とするものになっております。

大井淳一郎委員 このたび不採算地区に対して、負担金を支出しました。病院局のほうから投げかけがあって多分、この繰り出しに至ったと思います。国との関係もあると思うので、これに至る経緯についてお答えいただければと思います。

山本健康増進課長 国との関係でお答えするものはあまりないんですけども、午前中の病院の審査の中でも、病院局からの発言もあったと思います。病院のほうからは、今、非常に市民病院に限らず、病院経営が厳しいため、病院のほうから、繰出金の在り方について協議ができないかということで、今年度に入って特に集中的にこの辺り協議してきたところです。もちろんこれまでもありましたように、基準外での措置も選択肢としてはあったわけですけども、このたび御紹介しています不採算地区に所在する中核的な病院機能を維持するための経費という項目が令和2年度から新設されております。令和2年度というのが、ちょうどコロナ禍が始まった頃で、これは、よいか悪いかありますけど、国の補助金で病院の経営がそれほど厳しくなかった時期だったため、ここまで活用するという想定を今までしてませんでした。ただ、御承知のように、物価が上がり、人件費が上がるということで、病院経営が非常に厳しくなってきました、まず基準内で何か検討できるところがないか庁内で検討した結果、この項目について、このたび1億円の上乗せをするという決断をしたと

ころでございます。

大井淳一郎委員 先ほど、国との関係と言ったのは特別交付税の措置の対象でありますので、おそらく国のチェックというか、確認作業みたいのがあったと思うんです。その辺りをお答えできる範囲でお答えいただければと思います。

山本健康増進課長 交付税の関係については、本来であれば今年度このタイミングで補正して、今年度特別交付税がつくのは、通常はないことだと思ってます。ただ、国のほうが今回、年末に追加の調査をかけてきましたので、そこで我々もいろいろ検討しておりました。特別交付税もある程度つきますし、このタイミングで乗れるんなら、1年でも早く補正での対応をとということで、このたびの御提案に至っているということでございます。

山田伸幸委員 次に予防費のところ、先ほどの説明では、この予防接種委託料が、実績を見込んで減額するということだったんですけど、そもそもの程度のものを見込まれていたのでしょうか。

山下健康増進課健康管理係長 こちらは当初、5,000回を見込んでおりました。

奥良秀分科会長 当初5,000回で、今の見込みをお答えいただければと思います。

山下健康増進課健康管理係長 2,650回を見込んでおります。

山田伸幸委員 基本的に新型コロナウイルスの患者数は、相変わらずいろいろなところで報告されております。私の近い人が新型コロナウイルスに感染してるんですけど、その辺で油断があったりとか——インフルエン

ザについては、よく流行が問題視されてるんですけど、新型コロナウイルスも相変わらずやはり多いときもあるわけで、その辺で何らかのそういった働きかけといいますか、市のほうから、新型コロナウイルスワクチンの接種を呼びかけるということが必要ではないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

山下健康増進課健康管理係長 この新型コロナの周知につきましては、昨年
10月に、市広報紙や市公式LINEやラジオ、各種医療機関へのチラシやポスターの配布、あとは高齢者等が集まる通いの場へのチラシの配布による勧奨を行いまして、様々な媒体や機会を通じて実施しております。

奥良秀分科会長 ちなみにこの予防接種委託料2,500万円の内訳で、要は、インフルエンザとか新型コロナウイルスとかというふうな金額の詳細は分かるのでしょうか。

山下健康増進課健康管理係長 こちらの減額につきましては、全て新型コロナウイルスの予防接種になります。

山田伸幸委員 国の基準も下げられたということで、かなり弾力的な運用がされてるのではないかなと思うんです。以前はもう厳重なワクチンの管理とかされていたんですけど、今はどのような見直しがされているのでしょうか。

大海健康増進課技監 ワクチンの管理について、以前新型コロナウイルスは特別な接種ということで、ワクチンを国が管理をしておりました。今はほかのワクチンと同様に、定期の予防接種ということになりますので、医療機関のほうで必要なワクチンを取り寄せ、そして接種をされているということになっております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、歳入のほうからも質疑を求めたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、審査番号①番を終了いたします。ここで若干の休憩に入ります。再開を１３時２５分に再開します。では休憩に入ります。

午後１時１７分 休憩

午後１時２５分 再開

奥良秀分科会長 それでは休憩を解きまして分科会を再開いたします。続きまして審査番号②、市民部環境課について執行部からの説明を求めたいと思います。

山本市民部次長兼環境課長 議案第２号令和７年度山陽小野田市一般会計補正予算（第１２回）の環境課分について説明します。補正予算書３２ページ、３３ページをお開きください。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、１８節負担金、補助及び交付金のうち、水道事業負担金３０万８，０００円の減額は、水道事業会計へ支出する児童手当負担金について、水道局職員の対象者数の減によるものです。次に、水道事業補助金１００万円の増額は、旧簡易水道施設の故障により修繕が必要になったことによるものです。次に３４ページ、３５ページをお開きください。４款衛生費、１項保健衛生費、４目公害対策費、１２節委託料のうち、地質調査委託料５５０万円の減額は、環境調査センター廃止に伴う土壌汚染状況調査の入札減によるものです。次に、廃棄物処分業務委託料１８０万円の減額は、主にはＰＣＢ含有安定器の処分に係る処理運搬費が、当初の見込みと比較し、安価で契約できたことによるものです。次に、分析委託料１，１００万円の減額は、環境調査センター廃止後、調査機能を環境課に引き継ぎ実施する水質分析業務委託について、分析項目の見直しや落札減によるものです。続きまして、４款衛生費、

2 項清掃費、2 目塵芥処理費、1 2 節委託料の廃棄物処分業務委託料 6 0 0 万円の減額は、ごみの処分量が減少傾向であることを踏まえた決算見込みによるものです。なお、これらの補正額に関する財源内訳は、全て一般財源となっています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願い致します。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。3 2 ページ、3 3 ページ、3 4 ページ、3 5 ページから。

山田伸幸委員 水道事業補助金で簡易水道の関係です。これはまだ相当な量が残っているんですけど、件数といいますか、対象戸数というのか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 令和 3 年 4 月 1 日から簡易水道事業を水道事業に統合しておりますので、対象としましては水道事業に含まれるということになります。

大井淳一郎委員 旧簡易水道の補修に充てるということで、今後もそういう場合が出てくると思うんですが、その都度このような補助金で対応するというのでしょうか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 おっしゃるとおりです。

山田伸幸委員 3 5 ページの公害対策費委託料で、先ほど廃棄物処分業務委託料で P C B 処置の運搬業務の減額はありましたけれど、特殊な業者でないと搬出搬送等ができないようになってるのでしょうか。

湯浅環境課主幹 処分場も限られておりますし、処分場に入れる業者も決まっておりますので、収集も運搬も処分も全て限定されています。

山田伸幸委員 業者は、市内にはなさそうに思うんですけど、こういったところにある業者なんですか。

湯淺環境課主幹 うちの入札の登録にも何者かありますし、市外業者、産業廃棄物の収集運搬の許可を持っている業者で、P C Bの収集運搬ができる許可を持っていないとできません。

山田伸幸委員 それは市内業者におられるということなんですか。

湯淺環境課主幹 市内はなかったです。

前田浩司委員 今の項目の説明の中で、安価な契約という御説明だったと思います。それに至る背景を御説明いただけますか。

湯淺環境課主幹 P C Bを含む安定器が見つかりまして、予算を取る段階では収集運搬処分の日、お金が非常に高額となっておりました。ただ、その収集運搬に当たっては、次年度になったときに収集するものはどの程度あるのかということで収集運搬の金額が変わってきます。これはもう処理場のほうから、収集運搬の業者が指定される金額も決まってくるので、市のほうでどうのこうのということはありません。

大井淳一郎委員 35ページの塵芥処理の委託料なんですが、600万円減額されています。これは山陽地区のほうの委託料ですよね。

須子環境衛生センター所長 これは家電類とか、うちで処理できないものを業者に持ち込んで処分してもらう委託料になります。

大井淳一郎委員 すみません、ちょっと勘違いしていました。廃棄物処分業務委託料で、数が減ったということなんですが、これは今年度に関して、見込みより減ったという感じなんですか。減少傾向にあるんでしょうか。

うか。これについてお答えください。

須子環境衛生センター所長　もちろん人口減少により、ごみの排出量が減っておりますこととか、市のほうで収集したものをうちで処理できるものとできないものにさらに選別することとかで、量が当初見込みよりも減少したと考えております。

脇本直美委員　３５ページの１２節委託料の中に、地質調査委託料とあります。以前、山陽小野田市に水質や地質を調査する施設があったんですけれども、それとはまた別の調査での依頼ですか。

湯淺環境課主幹　旧小野田市のほうに環境調査センターという分析機関を持っておりました。昨年度廃止をしまして、その分析機関の跡地に有害物質があるかどうかを調べる調査になります。

前田浩司委員　今のに関連しますけれども、先ほど説明の中で、地質調査委託料は、土壌の調査という話がありました。どういう目的でこういった土壌の調査をしておられるのか教えていただけますか。

湯淺環境課主幹　環境調査センターは分析機関なので、外から取ってきた水から有害物質について調べます。取ってきた水の比較対象として標準液を機械のほうにかけて、有害物があるかどうかを調べます。そのため、標準液っていうサンプルを持ってるんですよ。いろいろな有害物質のサンプルを持つことによって、保健所のほうに特定施設の届出有害物質を扱っているという届出を出してます。施設の廃止後は、そういった有害物質の汚染がないかどうかを調査しなければならないということで、このたび、調査をしたところです。

前田浩司委員　毎年こういった予算は必ず発生するっていうことでよろしいんですね。

湯淺環境課主幹 この調査は、有害物質を取り扱っている施設の廃止後、調査することになりますので毎年の発生ということはありません。

藤谷圭子副分科会長 34ページの4款1項4目公害対策費で委託料が減少したということです。一番下の分析委託料の御説明の中で、項目の見直しをしたと言われたと思います。項目を見直しされて、項目を減らしたというようなことがあったんでしょうか。

湯淺環境課主幹 旧小野田市の頃に、西部石油あるいは中国電力を誘致し、環境調査センターを設置しました。環境調査センターはすごく手厚い調査で、数多くの水質や大気の実行を行ってまいりました。ただ、本市も他市同様、非常に大気も安定してきましたので、以前ほどの調査が必要ないと判断して、調査項目あるいは調査回数を減らしております。

奥良秀分科会長 ちなみにこのPCBというのは、市内どこかの施設から出たんですか。

湯淺環境課主幹 今回の減額に伴うものは、環境調査センターにありました電気についている安定器です。それが見つかって処分したものです。

奥良秀分科会長 そのほか、歳出で質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上で、審査番号②を終了いたします。ここで職員の入替えをしますので、分科会を暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

午後2時 再開

奥良秀分科会長 それでは暫時休憩を解きまして、分科会を再開いたします。

続きまして審査番号③番、福祉部の子育て支援課分につきまして執行部からの説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 議案第2号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）における、子育て支援課分について御説明いたします。それでは、予算書30、31ページをお開きください。歳出より御説明します。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費を12万1,000円減額し、2億1,984万5,000円とするものです。内訳としては、12節委託料を247万8,000円減額しておりますが、これは、令和8年度を始期とする山陽小野田市こども計画策定に係るアンケート集計・分析委託業務に関する落札減及び仕様書変更に伴うものです。次に、18節負担金、補助及び交付金を235万7,000円増額しておりますが、これは、市内の私立保育園の増改築に伴う国からの交付決定額の増加により350万7,000円増額、入学祝給付金について決算を見込み115万円減額としております。続いて、これらに伴う特定財源ですが、国庫支出金を83万8,000円増額、市債を100万円増額しております。予算書の14、15ページをお開きください。まずは、国庫支出金より御説明します。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金の就学前教育・保育施設整備交付金を233万8,000円増額、こども政策推進事業費補助金を150万円減額し、差し引きした83万8,000円を増額しております。次に予算書の18、19ページをお開きください。22款市債、1項市債、2目民生債、1節児童福祉債の保育所施設整備事業債マイナス3億8,520万円のうち、100万円を増額しております。予算書の30、31ページにお戻りください。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費について、1億682万2,000円減額し、39億2,379万7,000円としております。内訳ですが、12節委託料は、乳児等通園支援事業委託料について、決算を見込み、724万1,000円減額しております。次に、18節負担金、補助及び交付金について、2,433万4,000円減額しております。

これらは全て、決算を見込んだ精算によるものになります。この内訳としては、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園への運営費給付である施設等利用給付費負担金を1,673万5,000円減額、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯及び第3子以降の副食費分を補助する副食費補足給付事業費補助金を191万3,000円減額、乳児等通園支援事業に係る保育所等ICT化推進事業費補助金を105万円減額、国の配置基準を満たした上で3歳未満児クラスへの保育士加配に要する経費を補助する保育士独自加配事業補助金を180万円減額、第2子以降保育料無償化事業費補助金を283万6,000円減額しております。次に、19節扶助費について、児童手当を5,469万円減額、児童扶養手当を2,055万7,000円減額しております。続いて、これらに伴う特定財源についてですが、国庫支出金を6,693万4,000円減額、県支出金を284万5,000円減額しております。まずは、国庫支出金より御説明します。予算書の12、13ページをお開きください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費国庫負担金において、児童扶養手当給付費を685万3,000円、児童手当を4,494万3,000円、子育てのための施設等利用給付交付金を836万8,000円減額しております。予算書の14ページ、15ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金を607万円、保育対策総合支援事業費を70万円減額し、合計6,693万4,000円の減額となります。次に、県支出金について御説明します。予算書の14ページ、15ページをお開きください。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費県負担金について、児童手当487万3,000円、子育てのための施設等利用給付交付金418万4,000円を減額しております。次に、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金について、子ども・子育て支援交付金を63万8,000円減額、保育士独自加配事業費補助金を90万円減額、やまぐち子育て応援第2子以

降保育料無償化事業費補助金を775万円増額し、合計284万5,000円の減額となります。予算書上、やまぐち子育て応援第2子以降保育料無償化事業費補助金は729万円増額となっておりますが、後程、保育所費における同じ補助金においてマイナス分がありますので相殺しての金額を記載しております。次に、予算書の32ページ、33ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、3目ひとり親福祉費について、114万4,000円減額し、1,700万9,000円とするものです。この内訳は、18節負担金、補助及び交付金について、114万4,000円減額しております。これは、ひとり親家庭高等訓練促進・修了支援給付金について、決算を見込んだ精算によるものです。これらに伴う特定財源についてですが、国庫支出金を85万8,000円減額しております。予算書の14ページ、15ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭等対策総合支援事業費を85万8,000円減額しています。次に、予算書の32ページ、33ページにお戻りください。3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所費について、4億2,842万4,000円減額し、5億7,596万7,000円とするものです。内訳としては、14節工事請負費について、4億2,842万4,000円減額しております。この内訳は、小野田地区公立保育所整備事業に係る工事請負費を4億2,120万円減額し、ねたろう保育園の浸水対策工事における工事請負費の精算により722万4,000円減額しております。小野田地区公立保育所整備事業については、建築主体工事について、今年度予定しておりました部分払の支払がなかったことによる減額であり、あわせて電気設備工事における落札減により、前払金に減額が生じたことによる減額となります。これらに伴う特定財源についてですが、県支出金を46万円減額、市債を3億8,620万円減額しております。予算書の16,17ページをお開きください。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金について、やまぐち子育て応援第2子以降保育料無償化事業費補助金を46万円減額しております。続いて、予算書の18

ページ、19ページをお開きください。22款市債、1項市債、1目民生債、1節児童福祉債の保育所施設整備事業債として3億8,620万円減額しております。予算書上の金額の差は先ほど御説明したとおり相殺した結果となります。内訳としては、小野田地区公立保育所整備事業分として3億7,900万円減額、ねたろう保育園災害対策事業として720万円減額しております。続いて、予算書の32ページ、33ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、12節委託料を157万円減額しております。これは、妊婦健康診査委託料について、決算を見込んだ精算によるものです。次に、予算書の34ページ、35ページをお開きください。22節償還金、利子及び割引料を640万1,000円計上しておりますが、このうち子育て支援課分として77万1,000円増額しております。内訳としては、母子保健衛生費国庫補助金償還金として70万7,000円、同じく令和5年度からの繰越分として6万4,000円、合計77万1,000円としております。続いて、繰越明許費について御説明いたします。予算書の6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正、3款民生費、2項児童福祉費、事業名「物価高対応子育て応援手当給付事業」として123万円計上しております。これは、1月臨時会において御承認いただきました国の施策であります物価高対応子育て応援手当給付事業について、申請期限を令和8年3月31日までとしており、年度内に給付金の支給が完了しないため、繰越明許とするものです。金額の内訳としては、物価高対応子育て応援手当給付金として120万円、これは対象者60人分で掲載しております。次に、書類等の郵送に係る通信運搬費として1万3,200円、振込等の手数料として1万6,200円、合計123万円としております。事業完了の予定時期ですが、令和8年4月15日をもって申請受付を終了し、審査後、随時、支払処理を行い、その他、支給に係る全ての支出を令和8年5月31日までに完了予定としております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めますが、歳出から進めてまいりたいと思います。３款２項１目から始めましょうか。３０、３１ページ、児童福祉総務費です。

山田伸幸委員 こども計画の関係で、アンケート集計及び分析委託料を入札減ということだったんですけど、これはどの程度の家庭といいますか、それを対象とした事業なんでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 アンケートにつきましては三つほど調査を実施いたしました。まずは子供本人を対象にしたものになります。これは市内在住の小学５年生、中学２年生を対象としたもので、限定するのではなく、該当する小学生全員に依頼をいたしました。小学５年生と中学２年生の保護者にも別にアンケートを実施しております。最後が子供、若者の意識と生活に関する調査アンケートを実施いたしました。こちらの対象は、本市在住の１６歳から３９歳の若者、２，０００人を調査対象として抽出いたしまして、アンケートを依頼したところです。

山田伸幸委員 そのアンケートの狙いというのはどういったことがあったんでしょうか。

奥良秀分科会長 多分これは以前、アンケートを取る前にこういうふうな計画だという説明があったと思うんですが、その振り返りということで説明をお願いします。

藤田子育て支援課子育て支援係長 この、こども計画につきましては、子供・若者推進計画等に基づいての計画も内包している計画となりますので、子供、若者、そして、小学生、中学生に意見を聞くことも一つのアンケート調査の趣旨でありますし、経済状況とか生活に関すること子供、若者への調査では聞いております。

奥良秀分科会長 タブレットの中に入っていますので、一読をお願いします。

その他、3款2項1目から質疑はありませんか。

大井淳一郎委員 18節負担金、補助金及び交付金の保育所施設整備補助金が増額してます。先ほど説明がございましたが要因をもう少し詳しくお願いします。

野原子育て支援課課長補佐 当初予算のときに基準額となる単価がございました。そちらが今回、令和7年度、国のほうの補助金の交付要綱が変わりまして基準額が上がりましたので、その分の増額となっております。

大井淳一郎委員 当初予算でも説明があったかもしれませんが、保育所施設の整備補助は具体的にどこの保育園、保育所のどの施設の部分なのか、お答えください。

野原子育て支援課課長補佐 石井手保育園になります。

奥良秀分科会長 よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ次に進みます。3款2項2目の児童措置費について質疑を求めます。

山田伸幸委員 保育士独自加配事業補助金が180万円減ということだったんですけど、これは加配をする事業者といいますか保育所が少なかったということなのでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 こちらにつきましては、委員が言われたように配置基準を満たす職員を配置して、かつ3歳未満のクラスで加配をしたところに出す補助金になります。ただ、今回の減額につきましては、当初、ある保育園のところが基準額で申請をしておりましたが、実際支出した金額が基準額より下回ったことによる減額になります。

奥良秀分科会長 その他、児童措置費で質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、次に移ります。ひとり親福祉費のほうはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に、保育所費。

山田伸幸委員 これは当初の工事から随分ずれ込んできてるんですけど、今現在は、完成予定に間に合うような進捗状況なんですか。

野原子育て支援課課長補佐 建物完成予定は令和9年1月となっております。進捗については、工事は順調に進んでおります。

奥良秀分科会長 よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）その次が、4款1項1目ですね。委託料等々がありますが、よろしいですかね。

藤谷圭子副分科会長 12節の委託料で、御説明があったと思うんですけども、最初にこれを見たときに、減額になっている要因として、妊婦健康診査の実数が減ったのかなと思ったんですが、その辺はいかがですか。

山本子育て支援課主査兼こども家庭センター統括支援員 こちらにつきまして、妊娠届出数の当初年度の見込みとして320件を見込んでおりましたが、今年度の実績見込みとしましては300件の見込みとなりましたので、各回の妊婦健康診査の件数を3回から20回程度減額させていただくものとなっております。

藤谷圭子委員 1人1人の健康診査の受診回数は減ってないという認識でよろしいですか。

山本子育て支援課主査兼こども家庭センター統括支援員 はい、そのように思っております。

奥良秀分科会長 そのほか、質疑はありますか。歳出はいいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは歳入のほうから質疑はありますか。よろしいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、繰越明許費補正で追加の部分について質疑はありますか。

山田伸幸委員 これはもう既に、配布は始まっているんですかね。

藤田子育て支援課子育て支援係長 1月30日に積極支給プッシュ型で支給をいたしまして、以降も申請による手当の支給は随時行っております。今日現在で7,835人分を終えております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、質疑を終了します。以上で審査番号③番の子育て支援課分についての質疑を終わります。休憩に入りたいと思います。14時35分から再開いたします。それでは休憩に入ります。

午後2時26分 休憩

午後2時35分 再開

奥良秀分科会長 それでは、休憩を解きまして分科会を再開いたします。引き続きまして、審査番号④の福祉部について執行部からの説明を求めたいと思います。

和田社会福祉課長 議案第2号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）について、社会福祉課分を説明します。予算書の28、29ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料を90万円増額するものです。これは、令和6年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金、生活困窮

者就労準備支援事業費等補助金の超過分を返還するものです。主な要因としては、生活困窮者住居確保給付金事業の対象者が令和6年度当初予定していた数より少なかったことによるものです。続きまして、予算書32、33ページをお開きください。3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費10億7,688万円を1億8,127万円増額し、12億5,815万円とするものです。内訳につきまして、3節職員手当等から19節扶助費のうち生活扶助費につきましては、「生活保護基準改定に関する最高裁判決に伴う追加給付事業」分となりますので、後ほど資料に沿って説明させていただきます。19節扶助費のうち、医療扶助費2,000万円の増額の主な要因といたしまして、当初の見込みより利用者が増えたこと、また、施設事務費7,000万円の減額につきまして、主な要因といたしまして、当初の見込みより、生活保護施設の利用者が減ったことが原因です。22節償還金、利子及び割引料9,678万3,000円の増額につきましては、昨年度の生活保護事業の精算に係る国庫負担金の超過分を返還するものです。主な要因としては、当初の見込みより利用者が少なくなったこととなります。続きまして、これらに伴う財源といたしまして、3節職員手当等から12節委託料の計148万7,000円に伴う財源につきましては、後ほど説明させていただく「生活保護基準改定に関する最高裁判決に伴う追加給付事業」の事務費となり全額国庫負担となるため、予算書の14、15ページを御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節生活困窮者自立支援費国庫補助金に同額の148万7,000円を計上させていただきます。また、19節扶助費8万3,000円増額に伴う財源といたしましては、予算書の12、13ページを御覧ください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節生活扶助費国庫負担金として4分の3が国庫負担となりますので、6,225万円を計上しています。続きまして、「生活保護基準改定に関する最高裁判決に伴う追加給付事業」につきまして資料に沿って説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。1、経緯・概要です。平成25年の生活扶助基準改定において、デフレ調整等を理由に生活保護基

準の引下げが行われたことを受け、全国で受給者による取消訴訟が提起されました。令和7年6月27日の最高裁判決で改定は、基準部会等による審議検討を経ていないなど、専門的知見との整合性を欠くところがあり、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり生活保護法第3条、第8条第2項に違反して違法とされました。この判決を受け、国は専門家委員会を設け、基準の再検討や差額の取扱いについて検討を行った結果、高さ（水準）調整をマイナス2.49%の水準で実施し、平成25年生活扶助基準改定で実施した物価の変動に基づく高さ（水準）調整マイナス4.78%との差額を追加給付することとしました。

2、対象世帯です。平成25年8月以降において保護を受給していた世帯となり、現在保護停止・廃止中の世帯も含まれます。なお、亡くなられた方は対象外とされています。続きまして資料の2ページを御覧ください。

3、支給方法です。保護受給中の世帯につきましては、原則、保護費の振込口座に振込を行うことになります。また、保護廃止世帯につきましては、当時の世帯主からの申出を受けて支給することとされています。次に歳出予算額について、予算書に戻っていただき、32ページ、33ページをお開きください。3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費、3節職員手当等61万3,000円は、職員の時間外手当です。10節需用費12万4,000円の増額につきましては、用紙代、トナーカートリッジ、封筒印刷等の金額となっています。11節役務費42万円の増額につきましては、郵送料です。12節委託料33万円の増額につきましては、システムの開発委託料です。19節扶助費のうち、生活扶助費7,000万円が追加給付の金額となっており1,032世帯が対象になると想定しております。資料の2ページに戻ってください。

5、今後のスケジュールです。本予算について承認を頂いたのち、システム改修の契約・導入を行い、3月から4月にかけて対象者の抽出を行い、4月以降保護受給中の世帯に対して給付を開始する予定としております。なお、廃止世帯への給付につきましては、今後、国から申出受付期間について、全国で統一的な運用が示される予定です。最後に補正予算書6ページをお開きください。第2表繰越明許費の補正です。3款民

生費、3項生活保護費の生活保護費追加給付事業7, 148万7, 000円を上限に翌年度繰り越しを行います。これは、今年度内に事業が完了しないためです。説明は以上となります。御審査のほどよろしく願います。

西崎保険年金課長 それでは、令和7年度一般会計補正予算（第12回）保険年金課分の説明をさせていただきます。補正予算書の28、29ページをお開きください。下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金のうち、ページをまたいでおりますので、次のページをお願いします。最上段の国民健康保険特別会計繰出金、2, 171万3, 000円の減額は、国民健康保険特別会計の一般会計繰入金の減額に対応するものです。これに対する特定財源の補正を御説明しますので、12、13ページをお願いします。中段、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金のうち、2行目、国民健康保険基盤安定費159万7, 000円の減額は、歳出で説明しました国民健康保険特別会計繰出金のうち保険基盤安定繰出金等に対する負担金として、額の確定に伴い減額するものです。続いて、14、15ページをお願いします。中段、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定費、1, 494万8, 000円の減額は、国庫負担金と同様、国民健康保険特別会計繰出金のうち当該繰出金に対する県の負担金について、額の確定に伴い減額するものです。2行目の国民健康保険負担軽減対策費、17万4, 000円の増額についても、当該繰出金に対する県負担金の確定に伴い増額するものです。保険年金課分の説明は以上です。御審査のほどよろしく願います。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思いますが、歳出から質疑を求めたいと思います。最初に、3款1項1目から質疑を求めたいと思います。償還金はいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、3款3項2目です。

山田伸幸委員 基準改定に関する最高裁判決に伴う追加給付事業は、国から言われて市としてはそれに従って減額した給付をしてきたと。しかし、それが違法であるという判決が出て、このたびこういうことをしたわけです。これに関して市の事務をこれがかなりその洗い出しとかいろいろ通常の業務とは別にやっておられると思うんですけど、そういったものに対する事務費等はこの中に含まれているんでしょうか。

和田社会福祉課長 事務費につきましては含まれております。予算書でいきますと３３ページの職員手当等から１２節システム委託料までが事務費となっておりまして、全額国庫負担となります。職員手当等や、あと１２節システム改修委託料につきましては、今後、システムの改修を行いまして、対象者の抽出を行った後、国の算定ツールに入れ込んで計算等をするような形になっております。

山田伸幸委員 今まで減額されていた対象者の皆さんに対して、このお知らせはいつぐらいから発送されるんでしょうか。

和田社会福祉課長 追加給付決定した際には、その時点で生活保護を受けられてる方が対象になりますので、御案内という形で送らせていただくようになると。現在、保護費を受けられている口座に基本的には入れさせていただきますようになります。

山田伸幸委員 ということは、このたびこういう判決が出てこういう措置を取りますよというお知らせはしないわけですか。

和田社会福祉課長 今後、国のほうでチラシ等作成されるということですので、それができましたら、そちらを利用させていただきたいと考えております。

山田伸幸委員 国が減額給付を始めてから、もう廃止された方は、先ほどの説明だと自分でその申出を受けるということになっております。その間に自分が減額されてきたということが分からなければ、こういう申出もできないと思うんですけど、どのようにされるんでしょうか。

和田社会福祉課長 国も今後、広報媒体等、いろいろ利用されて周知を行っていくとされております。市でもホームページ等を掲載するなど周知を図っていきたいと思っております。

山田伸幸委員 生活保護を受けておられる皆さんがそれを果たして目にすることができなのか。今まで支給されてきた方が分かっているわけですから、やっぱり国の誤りをきちんと認めたそういう文書等を発送してでも、そういった人たちにこういう申出をしてくださいという懇切丁寧な対応が必要ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

和田社会福祉課長 おっしゃるとおり、基本的には廃止になられてる方の世帯についても把握はできております。ただ、国の方針でもございますが、中には、過去に生活保護を受けていたことを、今の新しい家族に知られたくない方もいらっしゃるということです。そういったことも懸念する必要があることも含めまして、今回につきましては、国の方針といたしまして、通知を特に行うことをせず、広報等、周知を図った上で申出をしていただくことになります。

濱本健吾委員 これは平成25年度に山陽小野田市以外にいて生活保護を受けていて、現在山陽小野田市におられる方も山陽小野田市が払う形になるんですかね。

和田社会福祉課長 その当時受けられていた福祉事務所が担当になります。

前田委員浩司 これは全国的に対応しないといけないということによろしいわ

けですよね。例えば、今回頂いた資料の今後のスケジュールの中のシステム改修について、その国から例えばこういうところができますよとか、多分ほかの市町も同じことをするとかだと思うんですけども、その辺の動きというのは、どう考えたらいいんですか。

和田社会福祉課長 各福祉事務所、それぞれ生活保護システムを持ってると思います。基本的には本市もそうなんですけど、そのシステムをまず改修していただいて、そのシステムから対象者の方を抽出して、その後、国が算定ツールをつくっております。それに充てこんで、追加支給額の計算等をさせていただくようになります。

前田浩司委員 いずれにしろ、国でつくられてるもので計算していくという理解でよろしいんですか。

和田社会福祉課長 そのとおりでございます。

大井淳一郎委員 このたび、説明に上がっている事業費 7, 0 0 0 万円が 1, 0 3 2 世帯に対して追加給付されるということで、もうそれ以上は給付はなされないという理解でよろしいでしょうか。

和田社会福祉課長 この 7, 0 0 0 万円の算定につきましては、先ほど言いました 1, 0 3 0 人（後刻「1, 0 3 2 世帯」に訂正）程度の方の算定見込額を国で示されておりまして、それに 1, 0 0 0 何人を掛けた金額で大体 7, 0 0 0 万円になろうかと思っております。

奥良秀分科会長 1, 0 3 2 世帯です。今、人数と言われました。

和田社会福祉課長 すみません。1, 0 3 2 世帯でございます。

山田伸幸委員 当時は受けられていたけれど、家族が何人かおられて、世帯主

の方が亡くなられていた場合、その遺族に対して給付は行われるのでしょうか。

和田社会福祉課長 亡くなられた方につきましては対象とはなりませんが、世帯員が亡くなられた方につきましては、亡くなられた世帯員については案分して追加給付はない形にはなりますけど、給付の対象とはなります。ですので、例えば世帯全員がもう既に亡くなられているということであれば、その世帯は追加給付の対象にはなりませんが、何人かのうち1人、例えば3人のうち1人亡くなられていれば、2人分については案分して計算されるようになっております。

濱本健吾委員 財源が、国が4分の3、市が4分の1となっていますけど、生活保護自体がそういうふうに決められているのでしょうか。

和田社会福祉課長 そのとおりです。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、歳入のほうに移りたいと思います。歳入から質疑がある方はページ数で質疑を行ってください。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）最後に、繰越明許費、生活保護費追加給付事業について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、審査番号④番につきまして審査を終了いたします。それでは休憩に入ります。15時5分から再開いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時5分 再開

奥良秀分科会長 それでは休憩を解きまして分科会を再開いたします。審査番号⑤番、福祉部の障害福祉課並びに高齢福祉課から説明を求めたいと思

います。

池田障害福祉課長 障害福祉課分を御説明します。30、31ページをお開きください。障害福祉課の補正につきましては、上段の3款民生費、1項社会福祉費におきまして、二目ほど補正するものです。一つ目は、一段目にあります、2目障害者福祉費。二つ目は、3段目にあります、9目のぞみ園整備事業費の二つになります。初めに、一つ目の2目障害者福祉費を説明いたします。補正前の額24億9,074万円を6,240万円減額し、24億2,834万円とするものです。補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金3,120万円を減額、県支出金1,560万円を減額、一般財源1,560万円を減額するものとなります。この国庫支出金及び県支出金の減額につきましては、後ほど歳入で御説明させていただきます。減額する予算の費目につきましては、全額、19節扶助費となります。その内訳は、生活介護給付費2,550万円の減額、施設入所支援給付費400万円の減額、就労移行支援給付費990万円の減額、放課後等デイサービス給付費1,580万円の減額、自立支援医療給付費（更生医療）720万円の減額、合計5事業、6,240万円の減額となります。こちらの補正は、決算見込額に合わせた減額になります。続きまして、二つ目の補正予算となる9目のぞみ園整備事業費について説明いたします。補正前の額2億7,534万5,000円を3,779万4,000円減額し、2億3,755万1,000円とするものです。補正額の財源内訳につきましては、3,779万4,000円の全額一般財源となります。減額する予算の費目につきましては、全額14節工事請負費となります。こちらは、高栄三丁目に建設しているのぞみ園の建設工事が2月初旬に完成したことに伴い、不用額を補正するものです。続きまして、減額補正に伴う歳入予算について御説明します。2目障害者福祉費、19節扶助費の減額補正額6,240万円のうち、2分の1を国庫支出金、4分の1を県支出金として財源に充てているため、その国庫支出金、県支出金を減額するものです。初めに国庫支出金について説明いたします。12、13ページをお開きくださ

い。４段目を御覧ください。１５款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、１節社会福祉費国庫負担金におきまして、障害福祉課分といたしましては、一段目の自立支援給付費と３段目の障害児支援給付費になります。一段目の自立支援給付費は、先ほど歳出で御説明しました５事業のうち、生活介護給付費、施設入所支援給付費、就労移行支援給付費、自立支援給付（更生医療）の４事業に対する減額予算の合計額に対して、国の補助率２分の１となる２，３３０万円を減額するものです。次に三段目の障害児支援給付費は、歳出で御説明した放課後等デイサービス給付費の減額予算に対して、国の補助率２分の１となる７９０万円を減額するものです。続きまして、県支出金の歳入について御説明いたします。１４、１５ページをお開きください。２段目を御覧ください。１６款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金におきまして、障害福祉課分といたしましては、３段目の自立支援給付費と４段目の障害児支援給付費になります。３段目の自立支援給付費は、国庫支出金と同様、５事業のうち４事業に対する減額予算の合計額に対する県の補助率４分の１となる１，１６５万円を減額するものです。次に３段目の障害児支援給付費は、歳出費目、放課後等デイサービス給付費に対する減額予算対しする県の補助率４分の１となる３９５万円を減額するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長　続きまして、高齢福祉課分について御説明します。２８、２９ページ下段と３０、３１ページの上段を合わせて御覧ください。３款１項１目社会福祉総務費、２７節繰出金の介護保険特別会計繰出金を５３万２，０００円減額しております。これは、介護保険特別会計補正予算で御審査いただいた７款１項一般会計繰入金５３万２，０００円の減額に係る一般会計における介護保険特別会計への繰出し部分になります。引き続き３０、３１ページを御覧ください。３款１項３目高齢者福祉費、１２節委託料の測量調査委託料を２５２万円減額しております。これは、ケアセンターさんよう用地測量業務委託に係る入札減によるものです。また、１８節負担金、補助及び交付金の介護施設等

整備補助金 1 億 2, 4 5 0 万円を増額しております。これは、市内の介護施設が事業廃止をすることに伴い、その介護施設を有償で譲り受け、事業を承継することになる法人に施設整備費用として補助金を支出するものです。1 4、1 5 ページを御覧ください。この補助金の財源としましては、1 6 款 2 項 2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費県補助金の介護施設等整備補助金 1 億 2, 4 5 0 万円がこれに当たり、全額県負担となることから市の負担はございません。最後に、6 ページを御覧ください。この補助事業につきましては、令和 8 年度に繰り越して支出することになりますので、3 款民生費、1 項社会福祉費、高齢者福祉施設等整備補助事業、1 億 2, 4 5 0 万円を繰越明許費補正に追加しております。高齢福祉課の説明は以上です。

奥良秀分科会長 それでは執行部からの説明が終わりましたので、最初に障害福祉課の歳出から質疑を求めたいと思います。3 款 1 項 2 目障害者福祉費について質疑はありますか。

山田伸幸委員 生活保護給付、施設入所給付、それぞれ金額が大きいんですけど、これは当初見込んだ事業費よりも相当減少が大きいんじゃないかなと思うんですけど、どの程度の減額幅なんでしょうか。

古谷障害福祉課障害支援係長 生活介護給付費ですけれども、当初予算は、毎月 2 5 万 4, 0 0 0 円掛ける 1 5 5 名で見込んでおりましたが、実際の利用人数が 1 4 5 人と見込みよりも利用者が少なかったことにより不用額が出る見込みとなっております。1 5 5 名と見込んだときの理由なんですけれども、令和 6 年の決算見込みが 1 5 5 名であったことから、そのように見込みました。利用者の減少の理由ですけれども、こちらの生活介護給付費というのは、施設入所をされている方は皆さん利用されるサービスになっておりますので、必然的に施設入所の方が減ればこちらも減るというようなことになっております。それ以外には 6 5 歳に到達しますと介護保険優先になりますので、そちらのほうのサービスに移行

されている方や、あとは入院、体調不良で利用中断されたりなどで人数が減少しております。続きまして、施設入所支援給付費のほうですけれども、こちらは当初予算を15万6,000円掛ける82名で見込んでおりましたが、実際の利用人数は76名で利用人数が減少しております。82名と当初見込んだ理由は、令和6年の決算見込みが81名で、既に入所が決まっている方が1名いたことから82名と見込んでおります。こちらの利用者の減少の理由なんですけれども、入院された方であったり、体調不良で利用を中断されたり、お亡くなりになった方もいらっしゃるって利用人数が減っております。

大井淳一郎委員 のぞみ園の整備事業費で、2月に完成したということで教えていただきたいんですが、今までののぞみ園を解体するとかの費用は今後発生するのでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 現在運営中ののぞみ園に関してはそのまま使用します。新しくなった新のぞみ園での書類だとか、隣接しておりますまつば園の書類とかを保管するというような利用目的を想定しておりますので、解体とか撤去は考えておりません。

奥良秀分科会長 そのほか、質疑はありますか。今、3款1項9目まで行きました。よろしいですか。（「障害だけですか」と呼ぶ者あり）はい、障害だけです。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、高齢福祉課のほうに移りたいと思います。

大井淳一郎委員 介護施設等整備補助金なんですが、上の測量調査委託料と関連性があるんですかね。

竹内高齢福祉課課長補佐 今、言われた二つにつきましては、関連性は特にはございません。

大井淳一郎委員 差し支えなければお答えいただきたいんですが、介護施設等整備補助金は事業承継されるということなんですが、どこがどこに承継されるんでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 こちらにつきまして、法人名の公表は両者の法人に了解を頂いております。まず、廃止するのは医療法人社団早川内科医院で、事業を承継されるのが社会福祉法人健仁会ということになります。

山田伸幸委員 事業を承継される法人がこれまでと同等のサービスを提供されるということなんですか。

竹内高齢福祉課課長補佐 事業承継に当たりましては、これまでと同様にサービスを提供いただくということで御報告を受けております。

奥良秀分科会長 ケアセンターさんような件なんですけど、なかなか動きがないようで、今回もまた測量されるということなんですけど、今後どのようにされるという方向性が何かあるのでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 おっしゃられたとおりで、令和6年度に1回、令和7年度に1回入札に付したところなんですけど、参加者がいなかったという状況でございます。令和8年度につきましても、もう一度入札をする予定です。このときには、売却予定額の減額を考慮して、また入札に付したいと考えております。

奥良秀分科会長 そのほか、歳出のほうで質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ歳入のほうで質疑があれば、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）最後に繰越明許費の高齢者福祉施設等整備補助事業について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では質疑なしということで、審査番号⑤番について審査を終了いたします。職員の入替えを行いますので、15時30分から再開いたします。それでは

休憩に入ります。

午後 3 時 2 4 分 休憩

午後 3 時 3 0 分 再開

奥良秀分科会長 休憩を解きまして分科会を再開いたします。それでは、審査番号 6 番、市民部につきまして執行部から説明を求めたいと思います。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 令和 7 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 2 回）について生活安全課分を御説明します。補正予算書の 2 0 ページ、2 1 ページをお開きください。歳出より説明します。2 款総務費、1 項総務管理費、1 3 目空家対策費につきまして、8 節旅費から普通旅費を 5 万円、1 2 節委託料から調査委託料を 2 0 万円減額するものです。こちらはいずれも空き家の所有者特定の調査等に係る費用ですが今年度は実績がなかったため減額するものです。次に、1 8 節負担金、補助及び交付金について、老朽危険空家等除却促進補助金を 2 9 0 万円、空き家利活用改修補助金を 1 0 0 万円、地域コミュニティスペース促進事業補助金を 1 0 0 万円、2 2 ページ、2 3 ページに移りまして、空家等跡地活用促進事業補助金を 2 0 0 万円減額するものです。老朽危険空家等除却促進補助金につきましては、今年度の申請状況と交付額を精査し予算の不執行が生じることから減額するものです。空き家利活用改修補助金、地域コミュニティスペース促進事業補助金、空家等跡地活用促進事業補助金につきましては、今年度実績がございましたので予算の不執行が生じることから減額するものです。次に歳入について説明します。1 2 ページ、1 3 ページをお開きください。1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金の 1 節総務管理費国庫補助金について、この度の空家対策費の減額に係る空家等総合支援事業補助金として 3 6 3 万 9, 0 0 0 円を減額するものです。残りの 3 5 1 万 1, 0 0 0 円は一般財源からの減額となります。説明は以上です。御審査のほ

どよろしく申し上げます。

浅川市民課長 それでは市民課分を御説明します。補正予算書の22、23ページを御覧ください。歳出から御説明します。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、8節旅費の普通旅費6万5,000円の増額は、法令の改正により、旧氏、これは過去の戸籍上の氏名の氏（うじ）のことで、一般的に旧姓とも言いますが、旧氏と旧氏の振り仮名を戸籍の附票に併記できるようにするため、後ほど御説明をします戸籍の附票のシステムの改修を行い、それに伴いコンビニ交付工程試験を行う必要があることから、東京にあります「地方公共団体情報システム機構」に行くための旅費になります。ページをめくっていただきまして、補正予算書の24、25ページを御覧ください。12節委託料、システム改修委託料827万8,000円の増額は、法令の改正に伴う二つのシステム改修を行うものです。一つ目のシステム改修は、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることにより、本籍地から住所地へ氏名の振り仮名が一括で通知があり、その通知された振り仮名を住民基本台帳システムに一括して取り込む機能が必要となるため、その機能追加をするものです。この機能追加により、住民票に氏名の振り仮名が一括記載されます。二つ目のシステム改修は、旧氏と旧氏の振り仮名を戸籍の附票に併記できるようにするための機能追加をするものです。この機能追加により、戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名が記載できるようになります。続いて、歳入を御説明します。12、13ページをお開きください。ページ下の方にあります、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費827万8,000円の増額は先ほど歳出で御説明しましたシステム改修委託料の増額によるものです。6ページをお開きください。繰越明許費の補正です。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業834万3,000円の繰越明許費の追加です。先ほど御説明しましたシステム改修につきまして、令和7年度中に事業完了が見込めないため、普通旅費及びシステム改修委託料を来年度に繰

り越すものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。歳出のほうから進めてまいります。最初に２款１項１３目空き家対策費について質疑を求めます。

大井淳一郎委員 ２１ページ、空き家対策関連費で軒並み減額補正されてるんですが、実際申請がそもそもなかったのか、申請があつたけれど補助金交付には至らなかったのか、この辺りをそれぞれについて説明ください。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 まず、老朽危険空家等除却促進補助金につきましては、６件で２６０万円の交付決定をしております。そのほかの補助金に関しましては、相談があつたものもありましたが、利用目的が合わなかったり、費用面やマッチングができなかったことで、利用が進まなかったものと思っております。

大井淳一郎委員 ６件の交付があつたということで、この２９０万円の減額は、何件分が不執行になるという見込みでこのように計上されてるんでしょうか。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 申請は１３件ございまして、６件の交付で不交付は７件になります。予算取りに関しましては、５０万円の１１件分の５５０万円の当初の予算になります。

大井淳一郎委員 ７件不交付だったということなんですが、主にどういった要因でこのように不交付になってしまったんでしょうか。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 不交付の理由につきましては、建物の事前調査を行った結果、老朽危険空家等の評価基準を満たさなかった案件等が主な理由となっております。

大井淳一郎委員　あと残り三つですね。こっちは相談もあったもののマッチング等に至らなかったということなのですが、マッチングに至らなかった要因を答えられるだけ教えてください。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査　空き家利活用改修補助金にしましては、空き家バンク登録物件の所有者等、空き家バンクに登録された物件を購入された、または賃借された方が、空き家を改修する際に利用できるものになるんですけど、例年、令和3年から1件程度の実績がありましたけど、今年度、相談はございませんでした。制度の周知についてはホームページや、空き家バンクの登録の際に、空き家バンクの登録のメリットも、メリットとしてお知らせをしているところでございます。地域コミュニティスペースの補助金につきましても、相談はありましたけど、営利目的でありましたので要件に合わないということで、該当しなかったというものになります。（「もう一つ」と呼ぶ者あり）促進区域の補助金に関しましても相談はあったんですが、これも買いたいというよりは、改修の方向で考えているということで要件に合わなかったということで申請に至らなかったというところがございます。

大井淳一郎委員　それらを踏まえて、詳しくは新年度予算で審議することになると思うんですが、何か新年度に向けて、この点を改善するとかいったことはされる予定はあるんでしょうか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長　改善というところで、ここはもう周知に尽きるのかなとは思っております。今までは利活用の補助金ですとか家財道具撤去の補助金ですとか住宅目的に限った補助金制度でしたが、この地域コミュニティスペース促進補助金は住宅目的以外の改修をする場合に適用していただくということで、新たな選択肢ということで考えておりまして、相談があった場合は適切に対応したいと思ってます。空き家等跡地活用促進補助金につきましても、今年度はマッチングの体制

を取り、区域内の空き家の所有者に対して、アンケートを行って紹介の同意を得るといった対応をしまいいりました。今年度2件ほど相談はありましたけれども、改修の御希望であったりとかそういったところでマッチングには至りませんが、引き続き、不動産業界等あとは商工会議所等々と連携しながら、マッチングに至るように努めてまいりたいと思います。

山田伸幸委員 それらに対する問合せとかは来ているんですか。

山田生活安全課課長補佐兼空き家対策室主査 跡地活用の相談は受けております。先ほど2件ほど相談があった件については、商工会議所からの紹介とか、広報紙を見られた方とかから、補助金が使えるのかということで相談がありました。

山田伸幸委員 要件そのものが非常に厳しい内容じゃないんですかね。どうなんでしょうか。早くそういうのをやっていかないと何か取り残されるように思うんですけど、要件の見直し等は考えておられないでしょうか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 相談を受けたときに、何か弊害があればお聞きしながら、改善する点があれば改善していきたいと思います。今のところ制度自体の弊害というよりは、補助金の趣旨に合わないというような形ですので、今後相談を受けながら検討してまいりたいと思います。

奥良秀分科会長 そのほか、いいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは歳入のほうに移りたいと思いますが、歳入のほうから質疑はありますか。（「市民課は」と呼ぶ者あり）市民課はそのあとに行こうと思っています。

山田伸幸委員 他地区の例でいうと、これだけじゃなくて、例えば県の木材利

用とかいろいろな形で空き家を活用させようという意欲を持って取り組んでおられるところでは、もう次から次へとそういう要求が実現しているのを見てきています。そういうところと比べると何が足りていないんでしょうかね。どうでしょうか。

熊野生活安全課長兼空き家対策室長 非常に難しいところではあるんですが、他地区で確かに空き家の活用とか先進事例は進んでらっしゃるところもあります。視察に行ったときも感じたんですが、やっぱり民間の団体等との連携がうまくいってるとか感じたところですよ。今、不動産業者2団体ありますので、そういったところと連携しながらというのは、考えているところです。

奥良秀分科会長 それでは、歳入のほうに移りたいと思います。歳入のほうは特によろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ続きまして、2款3項1目の市民課のほうに移りたいと思います。戸籍ですね。

大井淳一郎委員 繰越明許等も絡むんですけれども、今年度中は振り仮名を振るのは難しいということなんですが、大体、どれぐらいから住民票に振り仮名が振られるような見込みでしょうか。

奥良秀分科会長 議決してからの予定ですね。

浅川市民課長 住民票につきましては、全国の市町村で振り仮名の一括記載が始まるまでに一括記載しなければいけないので、令和8年5月25日までにシステム改修を行うという形になります。

奥良秀分科会長 このシステム改修委託料が今、2種類ということを言われました。内容は分かったんですけど、金額はどのような配分になっているんでしょうか。

浅川市民課長 住民基本台帳システムの改修につきましては79万7,500円です。戸籍の附票のシステムの改修については748万円です。

大井淳一郎委員 旧氏の併記について、運用はいつから始まるか分かりますか。

西村市民課住民係長 住民票の振り仮名と同様、令和8年5月26日になります。

奥良秀分科会長 その他、歳出からの質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、なしということで歳入からの質疑を求めたいと思います。歳入からの質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで、最後に繰越明許補正について、戸籍情報システム改修事業についての質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで質疑を終了いたします。以上で審査番号6番につきましての審査を終了いたします。以上をもちまして、本日の民生福祉分科会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時55分 散会

令和8年（2026年）2月26日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀